写

議案第七十二号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長　松村番成

昭和五十一年六月廿六日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十円」を「十五円」に改め、同条第四項を削る。

第四条中「又は証明書、謄本、抄本、写等」を「又は証明書等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料の種類	金額
(1)公簿、図面の閲覧	一件につき百円
(2)印鑑に関する証明	一通につき百円
(3)動産又は不動産に関する証明	一件につき百円
(4)諸税に関する証明	一通につき百円
(5)身元身分に関する証明	一通につき百円
(6)住民票の写	一通につき百円
(7)世帯全員の住民票の写	一通につき百円
(8)戸籍の附票の写	一通につき百円
(9)死亡診断書、死体検案書及び死産証書の写	一通につき百円
(10)その他の証明等	一通につき百円

附　則

この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。